

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	福貴浦地区	石巻市

図面記号									
D-29									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
	別紙1のとおり								
計		1,865.12 m <sup>2</sup> (田 0.00 m <sup>2</sup> 畑 1,865.12 m <sup>2</sup> )							
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	所有権	移転	復興整備計画公表後	永年					
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	・農業用水及び排水については、周辺は山林で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。								

## 別紙1

## 所有権を移転しようとする土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	土地利用区分	
		登記簿	現 況		農振法	都市計画法
石巻市福貴浦字福貴屋敷	44番 1 の一部	畑	畑	1,865.12	農振地域外	都市計画区域外
計1筆	1,865.12 ㎡	( 田		0.00 ㎡	畑	1,865.12 ㎡ )

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	大原浜地区	石巻市

図面記号									
D-30									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
	別紙1のとおり								
計		4,314.52 m <sup>2</sup> (田 4,249.17 m <sup>2</sup> 畑 65.35 m <sup>2</sup> )							
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	所有権	移転	復興整備計画公表後	永年					
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	・農業用水及び排水については、西側に農地があるが、開発区域内に新たに排水施設を設けるため、特に支障は無い。								

## 別紙 1

## 所有権を移転しようとする土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	土地利用区分	
		登記簿	現 況		農振法	都市計画法
石巻市大原浜細田	1番 1	田	田	1,859	農振地域外	都市計画区域外
石巻市大原浜細田	3番	田	田	2,278	農振地域外	都市計画区域外
石巻市大原浜谷川北道	2番 1 の一部	田	田	112.17	農振地域外	都市計画区域外
石巻市大原浜細田道中田	1番 の一部	畑	畑	65.35	農振地域外	都市計画区域外
計4筆	4,314.52 ㎡	( 田		4249.17 ㎡	畑	65.35 ㎡ )

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	立浜地区	石巻市

図面記号										
D-34										
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		土地利用区分		
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法	
	別紙1のとおり									
	計		805.45 m <sup>2</sup> (田 0.00 m <sup>2</sup> 畑 805.45 m <sup>2</sup> )							
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他					
	所有権	移転	復興整備計画公表後	永年						
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災集団移転用地の取付道路整備に必要な最低限の農地転用を行うものであり、残農地もある程度確保されることから、営農活動に対する影響は少ない。</li> <li>・ 整備地区からの汚水排水は合併処理浄化槽による処理・排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。</li> <li>・ 雨水排水について、道路側溝による排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。</li> <li>・ 農業用水は天水を利用しており、周辺農地に対する影響はない。</li> </ul>									

## 別紙 1

## 所有権を移転しようとする土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	土地利用区分	
		登記簿	現 況		農振法	都市計画法
雄勝町立浜字天神	48番 の一部	畑	畑	779.94	農振地域外	都市計画区域外
雄勝町立浜字天神	62番 の一部	畑	畑	25.51	農振地域外	都市計画区域外
計2筆	805.45 ㎡	( 田		0.00 ㎡	畑	805.45 ㎡ )